

都市計画税の使いみちについて

都市計画税は、街路事業や下水道事業などの都市計画事業に要する費用に充てるための目的税です。

下の表のように、街路事業や下水道事業などのほか、これらを実施するために借り入れた地方債（市の借入金）の償還（返済）にも使われています。

なお、都市計画事業の財源には、国・県支出金や地方債のほか、都市計画税以外の市税などの一般財源も使われています。

都市計画税の用途の状況（平成27年度決算）

区 分		決 算 額(千円)	構 成 比(%)
事 業 費 等 内 訳	街路事業	919,710	8.1
	公園事業	55,701	0.5
	下水道事業	594,906	5.2
	市街地開発事業	5,083,861	44.6
	地方債償還額	4,746,731	41.6
事 業 費 合 計		11,400,909	100.0
財 源 内 訳	地方債	2,868,100	25.2
	国・県支出金	2,237,158	19.6
	負担金その他	100	0.0
	都市計画税	3,278,232	28.7
	市税など一般財源	3,017,319	26.5
財 源 合 計		11,400,909	100.0